

相談室だよりNo.82は介護保険事業者、No.83は障害福祉サービス事業者が対象です(都内)。

## 東社協福祉施設経営相談室だよりNo.83 平成22年3月31日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメールを  
keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp ご利用ください。

### 福祉・介護人材処遇改善助成金の会計処理(全4頁)

平成21年度決算にあたり障害福祉サービス提供に係る福祉・介護人材処遇改善助成金の会計処理に関する質問が多く寄せられております。本件について、その会計処理によっては、今期決算において利益が先行して過大に計上される可能性も危惧されるため、東京都所管法人からの多くの質問に回答の一例をお示ししようと思います。本No.83は、福祉・介護人材処遇改善助成金と同様な趣旨の介護サービス提供に係る介護職員処遇改善交付金の会計処理の追加Q&A(4頁に掲載)が厚労省(老健局)から示されたことを受け、No.82にて解題した内容を福祉・介護人材処遇改善助成金に援用したものです。ついでに、厚労省(社・援局)発出のQ&Aが確認できない現時点のもので、前記Q&Aと異なる内容が発出された場合は当該内容となることに留意してください。以下の回答は、税理士宮内眞木子氏にお願いしてご執筆いただいたものです。

まず、会計処理の前提となる福祉・介護人材処遇改善助成金の取り扱いについて確認すると、以下の通りです。

#### 1 福祉・介護人材処遇改善交付金の事務の流れ

番号	期限	業務及び手続き	備考
1		介護職員処遇改善計画書の作成	
2		申請書の作成と添付資料の用意	
3		都道府県に申請書提出	
4		都道府県より承認の通知	
5		10月のサービス提供	
6	12月末	10月サービス提供報酬に一定の交付率で受取	
7		処遇改善分として職員に支給(支給方法は法人選択)	
**	*****	*****	注
8	22年5月末迄	実績報告書の提出 10月サービス分～22年1月サービス分(4か月分)に係る交付金の総額の確定(a) 上記の期間にかかる賃金改善額の確定額(b) a>bの場合は残額を都道府県に返還 ※精算は、実績報告書の提出時のみ	

#### 2 助成金の仕組みと事業年度

福祉・介護人材処遇改善助成金事業「実施要領」の「3助成金の仕組みと事業年度」の項において以下のとおり示されています。

##### (1) 助成金の仕組み

福祉・介護人材処遇改善助成金は、障害福祉サービス提供に要する費用（報酬等）に一定の率を乗じて得た額を、毎月の報酬等と併せて支給し、事業年度ごとに事業者が提出する実績報告に基づき、余剰金が生じた場合には、その額を返還するものとする。

(2) 事業年度

助成金事業の年度区分は、当該年の4月から翌年の3月支払分まで（12か月間）とし、その交付金の額の根拠となる障害福祉サービスは、原則として、当該年の2月から翌年1月迄に提供された介護サービスとなる。ただし、平成21年度については、助成金支給の始期が異なるため、平成21年12月から平成22年3月の助成金支払い分まで（4か月間）とする。

（原則として平成21年10月から平成22年1月迄の間に提供された障害福祉サービス分）

3 賃金改善額と執行期間

「福祉・介護人材処遇改善助成金 国Q&A」には、その実績報告、執行期間、執行方法等に関する以下のものが示されています。

- (問6) 賃金改善の方法は、ベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金等があるが、賃金が改善するのであれば問わない。
- (問7) 賃金改善額には法定福利費における本交付金による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分を含む。なおその計算に当たっては合理的な方法に基づく概算によることができる。また、退職手当共済制度等における掛金等は含まない。
- (問8) 賃金改善額については、原則、平成20年度下半期（10月～3月）における福祉・介護職員の賃金水準との比較によることとしており、結果的に平成21年4月以降に改善した賃金改善額のうち、賃金改善実施期間（問9参照）における支給分については、賃金改善額に含むこととなる。
- (問9) 賃金改善実施期間については、次の条件を満たす期間の中で、事業者が任意に選択することとされている。
  - ① 月数は助成金支給月数と同じでなければならない。
  - ② 当該年度の概算交付の根拠となるサービス提供の期間の初月から、助成金終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。
  - ③ 各年度において重複してはならない。

(問9)の図	21. 10	21. 11	21. 12	22. 1	22. 2	22. 3	22. 4
サービス提供月							
交付金支給月							
賃金改善実施期間 4パターンのうち1つ を選択	A						
		B					
			C				
				D			

上記の「(問9)の図」によれば、サービス提供月21年10月～22年1月分に係る処遇改善助成金の執行（職員給与等の支給）期間は、A、B、C、Dの4パターンから1つを選択できるとされています。4パターンからの選択を認めたことは、助成金の執行時期を弾力的に認め、執行の便宜を図るという配慮の結果であると思えますが、精算行為として収支を対応させる執行対象期間（多様な弾力的取扱）とは別に、法人の決算の会計期間における収支の対応関係について考えるとDパターンには問題があります。

例えば「(問9)の図」の賃金改善実施期間のパターンDを選択する場合には、上記の「福祉・介護人材処遇改善助成金の事務の流れ」のNo.7とNo.8の間の「\*」マーク(注)に決算期末が関係するので、平成21年10月から受け入れた助成金は4か月分であるのに対して、賃金改善期間は3か月で決算になるため、期末までに支出しきれない部分（未執行）があれば、決算上、その分だけ先行した当期活動収支差額の増大を来すことになります。

また、上記の福祉・介護人材処遇改善助成金事業実施要領の「3助成金の仕組みと事業年度」の項の(1)助成金の仕組みにおいて、賃金改善実施期間満了時に実績報告上の余剰金(執行残)があれば都道府県に返還するものとされています。

しかし、Dパターンは決算期末までに賃金改善実施期間が満了しないため最終的な返還金額が未確定であり、4月の賃金改善額については未執行状態であります。

以上の処遇改善助成金の取り扱いを踏まえ、Dパターンを選択した場合の決算整理において、助成金の収入と賃金改善額の支出を適正に対応させるための会計処理をお示しするので参考にしてください。

#### 【処遇改善助成金の受け入れ収入科目】(注4)

資金収支計算書:大区分「補助事業等収入」中区分「補助事業収入」

事業活動計算書:大区分「補助事業等収入」中区分「補助事業収入」

《助成金受入の仕訳》: (a=助成金の額)  
(借方)預金 (貸方)補助事業収入(aの額)

#### 【賃金改善に係る対象支出の会計処理】

職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、法定福利費等の支出処理となります。  
(助成金の対象経費として支出した賃金改善額をbとします。)

#### 【実績報告及び返還の会計処理】

《精算時返還の仕訳》:期末までに返還額が確定し支出する場合  
(借方)補助事業収入(「aの計-bの計」の額) (貸方)預金

《精算時返還の仕訳》:期末までに返還額は確定するが支出が翌期になる場合  
(借方)補助事業収入(「aの計-bの計」の額) (貸方)未払金

#### 【Dパターンにおける未執行助成金の会計処理】

決算における未執行助成金とは、3月末まで(12月~3月)に収入計上した交付金額(a)のうち、3月末まで(1月~3月)に賃金改善額(b)として支出していない額をいいます。

賃金改善実施期間が満了していないDパターンの執行残である未執行助成金をそのまま放置すれば当期の利益となってしまうので、決算整理として未執行助成金を前受金として来期に繰り延べる処理を行います。(21年度、22年度、23年度の各毎年度において同じ)

《決算整理仕訳》  
(借方)補助事業収入(a-bの額) (貸方)前受金

《翌期首の振替仕訳》  
(借方)前受金 (貸方)補助事業収入(a-bの額)

その後(4月)に執行(c)があり、「 $c > (a - b)$ 」であれば返還がないので、実績報告時の仕訳はありませんし、「 $c < (a - b)$ 」であれば、実績報告時に「 $(a - b - c)$ 」の額を都道府県に返還し、その仕訳をすることになります。

《翌期における実績報告及び精算の会計処理》  
(借方)補助事業収入(a-b-c) (貸方)預金

.....  
(経営相談室メールアドレスへは以下のとおりです)

東京都社会福祉協議会のホームページ⇒左上の「経営相談」をクリック⇒「相談専用メールはこちら」をクリック

事務連絡  
平成22年3月30日

各都道府県介護保険担当課(室)御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
高齢者支援課  
振興課

介護職員処遇改善交付金に関するQ&A(Vol.2)について(抄)

(問20) 処遇改善交付金については、年度を跨っての賃金改善が可能となっているが、この場合の社会福祉法人における会計処理はどうなるのか。

(答)

年度を跨っての賃金改善を行った場合、請求時期及び根拠となるサービス提供月と交付金執行の時期にズレが生じることになり、精算行為として収支に対応させる期間と決算(4月～3月)を適切に取り扱うことが必要となる。

社会福祉法人における通常の会計処理では、請求書を発行した段階で未収金を計上し、全額を収益に計上するため、既支出額のみが費用に計上されることになるが、この場合には、未執行額が決算において当期収支差額となり、翌期における執行時に損失を計上することになり、適正な処遇改善の状況を示さないことになる。

このため、処遇改善交付金が精算期間終了後に未執行であれば、返還する取扱いとなっていることに着目し、以下の会計処理で対応することとする。

- ・未執行分について「前受金」で計上
- ・翌年度、執行により返還不要が確定した際、収入に計上

なお、上記によれば、新たな収入科目や支出、負債、引当金等の補正等を行う必要が生じないなど大きな混乱がなく適切な会計処理が可能と考えられる。